

「交通死亡事故多発緊急事態宣言」の期間延長！！

1 延長概要	<p>交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部長（愛媛県知事）から「交通死亡事故多発緊急事態宣言」（注参照）が本年11月14日に発令され、23日までの10日間対策がとられましたが、発令後も3件の交通死亡事故が発生しましたので、緊急対策推進期間が延長されました。</p> <p>県民の皆様は、下記の注意事項に留意して交通事故の防止に努めてください。</p> <p>延長期間は、平成28年11月24日（木）から11月30日（水）までの7日間です。</p>																																				
2 交通死亡事故の発生状況	<p>○ 発生状況（平成28年11月7日から11月22日）</p> <table border="1" data-bbox="432 696 1465 1547"> <thead> <tr> <th></th> <th>発生日時・場所</th> <th>道路・事故類型</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>11/7(月)午前7時25分頃 伊予市大平</td> <td>・国道 ・軽四乗用×軽四貨物</td> <td>軽四貨物車 21歳 男性 死亡</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>11/8(火)午前8時25分頃 四国中央市三島金子</td> <td>・国道 ・大型貨物車×歩行者</td> <td>歩行者 87歳 男性 死亡</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>11/11(金)午後5時16分頃 宇和島市吉田町</td> <td>・国道 ・軽四乗用×中型貨物</td> <td>軽四乗用車 84歳 女性 死亡</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>11/12(土)午前10時45分頃 西予市三瓶町</td> <td>・港湾用地 ・車両単独</td> <td>軽四貨物車 90歳 男性 死亡</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>11/13(日)午後5時15分頃 四国中央市妻鳥町</td> <td>・県道 ・普通乗用×二種原付</td> <td>二種原付 49歳 男性 死亡</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>11/19(土)午後5時15分頃 伊予郡松前町</td> <td>・県道 ・軽四乗用車×歩行者</td> <td>歩行者 85歳 女性 死亡</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>11/22(火)午後5時20分頃 今治市延喜</td> <td>・県道 ・軽四貨物車×歩行者</td> <td>歩行者 72歳 女性 死亡</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>11/22(火)午後5時25分頃 四国縦貫自動車道（松山道下り）東温市吉久</td> <td>・高速道 ・普通乗用車×軽四貨物車</td> <td>普通乗用車の同乗者 74歳 女性 死亡</td> </tr> </tbody> </table>		発生日時・場所	道路・事故類型	備考	1	11/7(月)午前7時25分頃 伊予市大平	・国道 ・軽四乗用×軽四貨物	軽四貨物車 21歳 男性 死亡	2	11/8(火)午前8時25分頃 四国中央市三島金子	・国道 ・大型貨物車×歩行者	歩行者 87歳 男性 死亡	3	11/11(金)午後5時16分頃 宇和島市吉田町	・国道 ・軽四乗用×中型貨物	軽四乗用車 84歳 女性 死亡	4	11/12(土)午前10時45分頃 西予市三瓶町	・港湾用地 ・車両単独	軽四貨物車 90歳 男性 死亡	5	11/13(日)午後5時15分頃 四国中央市妻鳥町	・県道 ・普通乗用×二種原付	二種原付 49歳 男性 死亡	6	11/19(土)午後5時15分頃 伊予郡松前町	・県道 ・軽四乗用車×歩行者	歩行者 85歳 女性 死亡	7	11/22(火)午後5時20分頃 今治市延喜	・県道 ・軽四貨物車×歩行者	歩行者 72歳 女性 死亡	8	11/22(火)午後5時25分頃 四国縦貫自動車道（松山道下り）東温市吉久	・高速道 ・普通乗用車×軽四貨物車	普通乗用車の同乗者 74歳 女性 死亡
	発生日時・場所	道路・事故類型	備考																																		
1	11/7(月)午前7時25分頃 伊予市大平	・国道 ・軽四乗用×軽四貨物	軽四貨物車 21歳 男性 死亡																																		
2	11/8(火)午前8時25分頃 四国中央市三島金子	・国道 ・大型貨物車×歩行者	歩行者 87歳 男性 死亡																																		
3	11/11(金)午後5時16分頃 宇和島市吉田町	・国道 ・軽四乗用×中型貨物	軽四乗用車 84歳 女性 死亡																																		
4	11/12(土)午前10時45分頃 西予市三瓶町	・港湾用地 ・車両単独	軽四貨物車 90歳 男性 死亡																																		
5	11/13(日)午後5時15分頃 四国中央市妻鳥町	・県道 ・普通乗用×二種原付	二種原付 49歳 男性 死亡																																		
6	11/19(土)午後5時15分頃 伊予郡松前町	・県道 ・軽四乗用車×歩行者	歩行者 85歳 女性 死亡																																		
7	11/22(火)午後5時20分頃 今治市延喜	・県道 ・軽四貨物車×歩行者	歩行者 72歳 女性 死亡																																		
8	11/22(火)午後5時25分頃 四国縦貫自動車道（松山道下り）東温市吉久	・高速道 ・普通乗用車×軽四貨物車	普通乗用車の同乗者 74歳 女性 死亡																																		
4 その他	<p>○ 「交通死亡事故多発緊急事態宣言」の発令は、本年3回目（推進期間の延長）</p>																																				

注意事項

● 加害者とならないために

- ◇ 交差点や横断歩道の手前では、歩行者や自転車がないか確認するため、減速しましょう。
- ◇ 危険予測を行いながら、あらかじめの減速、徐行、一時停止を行いましょ
- ◇ いつもより（予定より）5分早く出発し、5キロ減速した走行を実践することで、心と時間にゆとりを持った運転を心掛けましょう。
- ◇ 通り慣れた道路（交差点）ほど、しっかりと安全を確認しましょう。

● 被害者とならないために

- ◇ 道路を横断するときは、遠回りでも横断歩道や自転車横断帯を渡りましょう。
横断を始める時には、まず止まり、右、左、後方をしっかり確認してから横断しましょう。
- ◇ 信号機は絶対に守りましょう。

(注)「交通死亡事故多発緊急事態宣言」等とは？

県内において交通死亡事故が連続的かつ、集中的に発生した場合において、発生状況に応じて段階的に「①注意報」(発令者 県警交通部長)、「②警報」(発令者 県警本部長)又は「③緊急事態宣言」(発令者 交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部長 愛媛県知事)が発令され、県民の交通安全意識を注意喚起し、早期に交通死亡事故多発傾向の抑止を図るものです。

① 交通死亡事故多発注意報

- 7日以内に3件以上の死亡事故が発生したとき、県警交通部長から発令されます。
- 指定地域で、指定日において、主として広報啓発活動を推進します。

② 交通死亡事故多発警報

- 9日以内に4件以上の死亡事故が発生したとき、県警本部長から発令されます。
- 指定地域で、指定日における広報啓発活動を推進します。警察では交通取締りが強化されます。

③ 交通死亡事故多発緊急事態宣言

- 10日以内に5件以上の死亡事故が発生したとき、交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部長(愛媛県知事)から発令されます。
- 発令日から10日間、県内全域で関係機関団体と協働した抑止対策を推進します。

